

1. 契約の成立

(1) 2026年12月1日(火)～12月3日(木)に開催される「NIHONBASHI SPACE WEEK 2026 EXHIBITION

(以下「本展示会」という)への出展を希望する企業・団体(以下「出展希望社」という)は、本出展規約を遵守することを承諾のうえ、主催者が指定する方法により出展の申込みを行うものとします。なお、当該申込みは出展契約の成立を意味するものではありません。主催者は、提出された出展の内容を確認し、必要に応じて補正または追加資料の提出を求めることができるものとします。そのうえで、主催者の判断により出展可否の審査(審査内容は非開示)を行い、総合的に判断のうえ、出展受入の旨を電子メールにて通知します。出展受入通知が到達した時点をもって、出展希望社と主催者との間に出展契約が成立するものとし、当該通知を受領した企業・団体を「出展社」とします。

(2) 契約成立後、出展社は成立済みの出展契約の内容・請求内容を確認するための書面である申込確認書を主催者に提出することとします。

(3) 出展希望社は、出展受入の可否が通知されるまでの間、原則として申込みの撤回又は変更を行うことができないものとします。ただし、主催者がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

2. 出展料の支払い

(1) 出展社は、請求書に記載の期日までに主催者の指定する銀行口座に出展料の支払いを完了するものとします。支払いは、日本円で支払うものとします。なお、振込手数料は出展社の負担となります。指定された期日までに料金の入金が確認されない場合、出展契約を取り消す場合があります。約束手形・小切手等の取扱いはいたしません。

(2) 出展社の事情により、出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合、出展社は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、下記規定のキャンセル料を一部取消・解約日から2週間以内に主催者に支払うこととします。ただし、出展社が出展料を支払い済みである場合、主催者はその判断により受領済みの出展料からキャンセル料及び損害賠償金を充当することができるものとします。

●キャンセル料

・2026年9月1日以降=お申込みの出展料金額の100%

●キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

(3)基本小間パッケージ以外の備品、電気容量の追加、インターネット回線などは、別途料金にて指定企業にて追加発注を承ります。

3. 出展受入後の変更・取消し

出展受入後の変更・取消・解約は原則として認められません。但し、主催者にてやむを得ないと判断した場合は変更・取消しを認めます。

4. 小間の転貸などの禁止

出展社は、自社分の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

5. 小間の割当

出展社の小間位置は、出展内容、会場仕様等々を勘案し、主催者が決定いたします。小間割り発表後も主催者が必要と判断した場合、小間割りを変更することがあります。なお、小間位置の不服を理由とする出展の取消はできません。

6. 出展物の設置及び撤去

出展社は、主催者の定める規定に沿って小間内の装飾、及び出展物の搬入出を行わなければならないものとします。会期中の出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。

7. 主催者による出展の取消し

(1) 主催者が本展示会にふさわしくないと判断した(人、物、行為、印刷物、および主催者が問題あると考える性質の全てにおよぶもの)場合、既に払い込まれた出展料を返還することを条件に、出展社に出展の辞退を求めることができるものとします。

(2) 主催者は、指定された支払期限までに出展料を支払わない出展社については、その出展の決定を取り消すことができるものとします。

8. 展示場の使用

会期中の会場内での金銭の授受を伴う営利目的の活動(物販・金券の配布等)は禁止とします。ただし、ノベルティやクラウドファンディングの返礼品など金銭の授受が行われないものについては認めるものとします。また宣伝・営業活動はすべて展示小間の中に限られるものとします。各出展社は、宣伝活動のために小間近辺の通路が混雑することのないよう責任を持つものとします。装飾物などいかなるものも、割り当てられた面積の範囲を越えてはならないものとします。主催者はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物など、本展示会の目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有するものとします。上記の制限または撤去が行われた場合、主催者は出展社に対しいかなる返金、またはその他の関連費用負担の責を負わないものとします。

9. 出展物の管理と免責

主催者は、展示会場の管理・保全について事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる各出展物の損失または損害についてその責任を負いません。

10. 保証条項

出展社は主催者に対し、本展示会の出展品またはこれに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

11. 出展社の義務

(1) 出展社は主催者に対し、自己の本展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。

(2) 共同出展社が第三者からの知的財産権侵害のクレームを受けた場合も、出展社が前項と同様の義務を負うものとします。

12. 損害賠償

(1) 出展社は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または展示会の建造物、出展物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。

(2) 出展社は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務（弁護士報酬を含む）、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。

①出展社の本展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展社とともに被告とされた場合を含む）。

②①の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、主催者は出展社の意思に拘束されないものとします）。

13. 展示会の中止・中断

(1) 本展示会が、不可抗力事由により、開催または継続が不能または困難であると主催者が判断した場合、主催者は開催の中止または中断をすることができるものとします。出展社は、いかなる場合でもその決定により蒙った損害の損害賠償を主催者に対して請求することはできません。

(2) 前項の不可抗力事由とは、台風・洪水・風害・地震などの天災および疫病・火災・その他の事故、国および地方公共団体等の法的規制決定がある場合をいいます。

14. 反社会的勢力の排除

(1) 出展社は、次の各号の事項を確約します。

(a) 自らまたはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

(b) 本契約の締結が、反社会的勢力の活動を助長し、またはその運営に資するものでないこと。

(2) 前項の確約に反する事実が判明した場合には、主催者は、書面で通知することにより何等の催告も行うことなく、本契約を解除することができるものとします。

(3) 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された出展社は、主催者に対し、違約金として出展料の3倍相当額を支払うと共に、解除により生じる損害について、一切の請求を行わないものとします。

15. 規定外事項

本契約に定めのない事項については、法令および取引の慣行に従い信義と誠意をもって出展社と主催者の協議のうえ決定するものとします。

16. 規定の遵守

出展社は、主催者が定める一連の規定を本規約の一部としこれを遵守することに同意するものとします。

17. 規約の変更と追加

出展社は、この規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。主催者は、出展社に通知の上、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。

18. 肖像権について

本展示会の準備及び開催時に撮影された動画・画像は、当事務局が本企画の運営管理、PR、ウェブサイト制作、プレスリリース、広告の制作等のために利用させていただけるものといたします。

19. 準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

20. 合意管轄裁判所

本契約に関し、貴社・弊社間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上